

県北広域振興局長告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

県北広域振興局長 高 橋 信

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
二戸市福岡字下川原42番6、64番24、64番28、64番29、64番31及び64番32	95.19	6.00	平成25年11月28日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。